

固定資産税に関する届出・申請をお忘れなく

問 財務課 資産税係 ☎ 62-9124

固定資産税に関して令和2年中に次のような事由が発生した場合には、令和3年1月末日までに届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ (<https://www.town.fujimi.lg.jp/>) からダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人(現所有者)代表者指定・変更届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき(※1)
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅の減額を受けるとき
4	認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付)
5	住宅用地適用(異動)申告書	新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、住宅用地の所有者等が変更となったとき
6	納税管理人(変更)申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
7	納税管理人(変更)承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
8	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等により変更となったとき
9	家屋滅失届出書	家屋の一部または全部を解体・除却したとき(※2登記済は不要)
10	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき(※2登記済は不要)
11	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき

町外で死亡届を提出した場合は、財務課 資産税係までご連絡ください。

※1 『相続人(現所有者)代表者指定・変更届出書』の様式は、富士見町に死亡届を提出した親族の方にお渡ししています。

※2 登記日が令和3年1月2日以降となる場合は登記済でも提出をお願いします。

年金
だより

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

問 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。



納付した日によって控除証明書の送付時期が異なります

- 令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方
……令和2年11月上旬に送付
- 令和2年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した方
……令和3年2月上旬に送付

- ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付したご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。
- ご不明な点は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。